

平成29年1月11日
監 査 事 務 局

問 い 合 わ せ 先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

業者が建設業退職金共済掛金を着服していることは違法・不当な契約の履行であるとして業者に着服した金額の返還を請求すること等を求める住民監査請求の監査結果について

東京都監査委員	鈴木 晶 雅
同	藤 井 一
同	友 渕 宗 治
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

第 1 請 求 の 受 付

1 請 求 人

武蔵村山市大南四丁目21番地の31 エステート大南公園3-503

天目石 要一郎

2 請 求 の 提 出

平成28年11月10日

3 請 求 の 内 容

(1) 主張事実

都営住宅26H-104西(世田谷区粕谷二丁目)木工事

都営住宅27H-109東(大田区本羽田二丁目第2)工事

A株式会社(以下「本件業者」という。)(西東京市)は、東京都発注の工事において、長年にわたり、建設業退職金共済掛金の着服を重ねています。このことは、都市整備局や財務局に証拠資料と共に申入れをしています。それにも関わらず、東京都は本件業者が共済掛金を着服する会社と知りながら契約を行いました。そして、案の定、今回も、同じ手口で共済掛金を着服されています。

東京都の工事は都民の税金で行われており、共済掛金は工事予算額に組み込まれているものです。東京都のチェックが甘い事を理由に、共済掛金を着服するこ

とは公金横領罪と詐欺罪に該当します。この結果、建設現場で働く人たちは退職金の積立てを行うことができません。貴重な退職金の積立金を着服することは、本件業者の現場で働く人たちの将来の生活苦に直結します。また、東京都も適切な予算執行がなされず、貴重な税金が本件業者の私腹を肥やすために使われてしまっています。

(2) 措置請求

東京都は直ちに本件業者に対して過去着服した金額の返還を求めること。また、建設現場において、共済掛金を着服された被害者の救済をすることを請求します。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

都営住宅26H-104西（世田谷区粕谷二丁目）木工事（以下「本件西工事」という。）及び都営住宅27H-109東（大田区本羽田二丁目第2）工事（以下「本件東工事」という。）に係る契約（以下、これらを「本件契約」という。）の履行を監査対象とした。

2 監査対象局等

都市整備局を対象とした。

また、財務局、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「共済機構」という。）及び本件業者に対し、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から、平成28年12

月 5 日付け陳述書の提出のみとする旨の申し出があった。

陳述書において、請求人は、本件請求の趣旨に加えて、都庁職員が担当現場の書類だけをチェックするというを手玉に取り、建設業退職金共済証紙が社内に余っていることを理由として本件業者が長年都を騙してきたこと、同証紙の交付状況を確認するために労働者の建設業退職金共済手帳の写しを提出させている自治体もあること等を補足した。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

また、平成 28 年 12 月 8 日に、監査対象局職員の陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件西工事及び本件東工事について

本件西工事及び本件東工事の概要は表 1 のとおりである。

(表 1) 本件西工事及び本件東工事の概要

件名	都営住宅26H-104西(世田谷区粕谷二丁目)木工事	都営住宅27H-109東(大田区本羽田二丁目第2)工事
工事場所	世田谷区粕谷二丁目19番ほか	大田区本羽田二丁目382番1ほか
契約金額	123, 120, 000円	652, 968, 000円
工期	平成28年8月3日 ～平成29年4月28日	平成28年3月18日 ～平成29年12月20日
概要	鉄筋コンクリート造10階建100戸の木工事一式	鉄筋コンクリート造10階建70戸の新築工事

(2) 建設業退職金共済(以下「建退共」という。)制度について

ア 建退共制度は、建設現場で働く人たちのために、中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき創設された退職金制度であり、共済機構が運営している。

建設業の事業主は、共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に対し、働いた日数に応じて共済機構が交付する共済手帳に共済証紙を貼る。

労働者が建設業界で働くことを辞めた時は、共済証紙枚数(共済掛金額)に応じて共済機構から退職金が支払われる。

事業主は、対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握し、それに応じた額(枚数)の共済証紙を購入するのが原則となっている。

また、労働者(被共済者)の就労日数に応じて適正に共済証紙を貼付し、なお共済証紙が余った場合には、共済証紙は、他の工事に使用することが可能となっている。

イ 建設現場で働くほとんどすべての労働者が建退共制度の被共済者となること

ができるが、事業主独自の退職金制度、中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）等、他の退職金制度に加入している労働者は、建退共制度の被共済者にはなることができない。同様に、建設現場で働いていても、建設業の事業主に雇用されていない労働者（警備会社から派遣されたガードマンなど）は建退共制度の被共済者にはなることができない。

（３）本件契約における建退共制度の運用について

ア 本件契約は、東京都建築工事標準仕様書（以下「本件標準仕様書」という。）が適用されており、本件標準仕様書において、建退共制度については、次のとおり定められている。

（ア）建設業退職金共済制度の適用及び運用は、受注者の負担と責任において行う（本件標準仕様書 1. 1. 19（４））。

（イ）契約金額が 2, 000 万円以上の工事については、建設業退職金共済組合の掛金収納書を工事着手後 1 か月以内に発注者に提出する（本件標準仕様書 1. 1. 19（５））。

（ウ）「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識は、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する。（本件標準仕様書 1. 1. 19（６））。

（エ）発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿その他関係資料を提出する（本件標準仕様書 1. 1. 19（７））。

イ 都市整備局は、工事の円滑かつ適正な施行を図ることを目的として受注者等提出書類処理基準（平成 17 年 3 月 29 日付 16 都市経整第 567 号。以下「本件処理基準」という。）及び受注者等提出書類処理基準実施細目（平成 17 年 3 月 29 日付 16 都市経整第 569 号。以下「本件実施細目」という。）を定めている。

本件処理基準及び本件実施細目では、工事受注者は工事着手時に「建設業退職金共済制度加入届（以下「本件加入届」という。）」、「掛金収納書、標識（シール）の工事現場における掲示状況写真（以下「本件掛金収納書・シール掲示状況写真」という。）」及び「建設業退職金共済証紙購入状況報告書（以下「本件証紙購入状況報告書」という。）」を提出することとされている（本件実施細

目別紙－２）。

このうち、本件証紙購入状況報告書には、「工事種別及び総工事費」及び「共済証紙購入額算出方法」を記入することとされており、算出方法として、次の3つの方法が記載されている。

(ア) 建退共制度加入労働者及びその就労予定日数が分かっている場合

$$\boxed{\text{共済証紙購入額}} = \boxed{\text{加入労働者の就労予定日数の総和}} \times \boxed{\text{掛金日額(310円)}}$$

(イ) 全就労者数及び加入労働者は分かっているが、その就労予定日数が定まっていない場合

$$\boxed{\text{共済証紙購入額}} = \boxed{\text{総工事費}} \times \boxed{\text{共済証紙購入代金率(注1)}} \times \boxed{\text{加入者率(注2)}}$$

(ウ) 加入労働者が分からない場合

$$\boxed{\text{共済証紙購入額}} = \boxed{\text{総工事費}} \times \boxed{\text{共済証紙購入代金率(注1)}} \times 70\text{パーセント}$$

(注1) 共済証紙購入代金率は、工事種別及び総工事費から表2に基づいて求める。

(表2) 工事種別・総工事費に対する共済証紙購入代金率

工事種別 総工事費	土 木						建 築		設 備	
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械機器設備
20,000～ 49,999千円	$\frac{4.7}{1,000}$	$\frac{4.6}{1,000}$	$\frac{5.1}{1,000}$	$\frac{5.4}{1,000}$	$\frac{4.0}{1,000}$	$\frac{5.1}{1,000}$	$\frac{4.1}{1,000}$	$\frac{4.3}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{2.4}{1,000}$
50,000～ 99,999千円	$\frac{4.1}{1,000}$	$\frac{4.0}{1,000}$	$\frac{4.0}{1,000}$	$\frac{4.4}{1,000}$	$\frac{3.9}{1,000}$	$\frac{4.4}{1,000}$	$\frac{3.9}{1,000}$	$\frac{3.6}{1,000}$	$\frac{2.6}{1,000}$	$\frac{2.0}{1,000}$
100,000～ 499,999千円	$\frac{3.3}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{3.6}{1,000}$	$\frac{2.7}{1,000}$	$\frac{3.3}{1,000}$	$\frac{3.1}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{2.0}{1,000}$	$\frac{1.6}{1,000}$
500,000 千円以上	$\frac{2.4}{1,000}$	$\frac{2.3}{1,000}$	$\frac{2.7}{1,000}$	$\frac{2.6}{1,000}$	$\frac{2.4}{1,000}$	$\frac{2.6}{1,000}$	$\frac{2.9}{1,000}$	$\frac{2.6}{1,000}$	$\frac{1.6}{1,000}$	$\frac{1.6}{1,000}$

(注2) 全就労者数のうちの加入労働者数の割合。

(4) 都市整備局発注の都営住宅建築工事における工事金額積算上の共済証紙購入代金の取扱いについて

ア 都市整備局においては、都営住宅等の設計に係る積算に関する基準として、都営住宅積算要領を定めており、同要領では、建退共制度に基づく証紙購入代金は、工事費のうち、共通費の現場管理費の内訳の中に含まれている。

イ 都営住宅積算要領において、現場管理費は、費用の積上げにより算定するか、純工事費に現場管理費率を乗じて算定することとなっている（同積算要領 1. 1. 3. 9）。

通常は、現場管理費は、すべての項目を発注者が想定することが困難であるため、純工事費に現場管理費率を乗じて算定し、率に含まれない項目は適宜積上げによって加算している。

なお、本件契約においては、現場管理費はいずれも純工事費に現場管理費率を乗じて算定されている。

(5) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（以下「建退共加入・履行証明書」という。）について

建退共加入・履行証明書は、共済機構（同機構内の建退共支部）が、申請する建設業者の建退共事業加入及び履行状況を証明するものであり、公共工事（国又は地方公共団体等が発注する建設工事）を発注者から直接請け負おうとする建設業者が定期的に必ず受けなければならない経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23）において、建退共事業加入及び履行を裏付ける資料となる。

建退共東京都支部では、同証明書の発行条件を、被共済者の就労日数に応じた適正な証紙の購入があること、下請業者を使用しているときは証紙の現物交付が適切に行われていること等とし、同証明書の申請者に対しては、申請のために必要な書類として、共済証紙受払簿の原本等の提出を求めている。

(6) 施工体系図について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項によれば、建設業者は建設現場における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者が見

やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない、と定められている。

(7) 建退共証紙配布（要・不要）申請書について

本件業者では、施工に際し下請業者を使用する場合は、各下請業者から「建退共証紙配布（要・不要）申請書」（以下「本件証紙配布申請書」という。）を提出してもらっている。

本件証紙配布申請書には、建退共証紙の配布の希望有無、及び希望しない場合、その理由（自社独自の退職金制度を設けている、中退共制度を運用している等）を記入するようになっている。

(8) 建退共制度に関する本件西工事及び本件東工事の状況について

建退共制度に関して、本件西工事及び本件東工事の状況は表3のとおりである。

(表3) 本件西工事及び本件東工事の状況

	本件西工事	本件東工事
本件加入届	提出(H28.9.20) 証紙購入について、不足が生じたら追加購入する旨の記載有	提出(H28.9.5) 証紙購入について、不足が生じたら追加購入する旨の記載有
掛金収納書	提出(100枚 31,000円)	提出(100枚 31,000円)
標識(シール)の工事現場における掲示状況写真	提出	提出
本件証紙購入状況報告書	算出された購入額 0円 (上記(3)イ(ア)で算出。加入労働者の就労予定日数の総和0人。)	算出された購入額 1,305,936円(4,213枚) (上記(3)イ(ウ)で算出。)
建退共加入・履行証明書	—	提出(掲示状況写真がなかったことで提出を求める)
共済証紙受払簿	—	提出 (H28.9.5時点残高4,466枚)
中退共加入証明書	提出	—
施工体系図	提出	提出
本件証紙配布申請書	全下請業者(H28.12.28時点)から提出	全下請業者(H28.12.21時点)から提出

2 監査対象局の説明

(1) 陳述の内容

ア 建退共制度について

建退共制度は、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に役立てることをねらいとし、中小企業退職金共済法という法律に基づき創設され、共済機構がその運営にあたっている。

本制度は、建設業の事業主が機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に機構が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ共済証紙を貼り、その労働者が建設業界の中で働くことを辞めたときに、共済機構が直接労働者に退職金を支払うというものである。

この制度では、労働者がいつ、また、どこの現場で働いても、働いた日数分の掛金が全部通算されて退職金が支払われるという仕組みとなっていて、労働者が次々と現場を移動し、事業主が変わっても、その先々の事業主のところで共済証紙を貼ってもらい、建設業で働いた日数は全部通算できるようになっている。

イ 東京都発注工事における建退共の取扱いについて

東京都発注工事における建退共の取扱いについては、本件標準仕様書、本件処理基準にて定められている。

○ 本件標準仕様書（平成26年4月東京都）

1. 1. 19 保険の加入及び事故の補償

(4) 制度の適用及び運用は受注者の負担と責任において行う

(5) 契約金額が2,000万円以上の工事については、建退共組合の掛金収納書を工事着手後1か月以内に発注者に提出する

(6) 「労災保険関係成立票」及び「建退共制度適用事業主工事現場」の標識は、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する

(7) 発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿その他関係資料を提出する

○ 本件処理基準（平成28年4月東京都都市整備局）

本件加入届

本件掛金収納書・シール掲示状況写真

本件証紙購入状況報告書

ウ 都営住宅工事（２件）での建退共の確認について

（ア）都営住宅２６Ｈ－１０４西（世田谷区粕谷二丁目）木工事〈事務所契約〉

本件業者と平成２８年８月３日に契約し、平成２９年４月２８日までの工期である。

本件加入届等は平成２８年９月２０日付けで提出を受けており、西部住宅建設事務所にて掛金収納書、標識掲示状況、証紙購入状況を確認した。

購入額算出方法による算定額は、加入労働者数及びその就労予定日数０人とし、０円と算出している。このことについて、「下請けが中小企業退職金共済制度（中退共）※に加入しているため」と、提出時に口頭で説明を受けた。

併せて、平成２８年９月２０日に３万１，０００円の掛金を収納し、証紙１００枚を購入したことについては、新たな労働者の受入の可能性もあるためとの説明を受けた。

後日、下請けの中退共の加入状況について証明する書類の提出を受け、確認した。

※ 中退共制度とは

中退共制度は、中小企業のための国の退職金制度で、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とし、中小企業退職金共済法に基づき創設され、共済機構が運営にあたっている。

事業主が共済組合中退共事業本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付し、従業員が退職したときは、その従業員に中退共が直接退職金を支払うもの。

（イ）都営住宅２７Ｈ－１０９東（大田区本羽田二丁目第２）工事〈財務局契約〉

A・B建設共同企業体と平成２８年３月１８日に契約し、平成２９年１２月２０日までの工期である。

本件加入届等は平成２８年９月５日付けで提出を受けており、東部住宅建設事務所にて掛金収納書、証紙購入状況を確認した。なお、標識掲示状況については、掲示場所となる現場事務所等の準備が整っていなかったため、後日掲示状況写真の提出を受け、確認した。

平成28年9月5日に3万1,000円の掛金を収納し、証紙100枚を購入していることについて、購入額算出方法による算定額には満たないが、加入届に「在庫の証紙を充当し、不足が生じた時点で追加購入する」と記載があること、機構建退共事業本部ホームページのQ&Aに「共済証紙が余った場合には、他の工事に使用することもできます」とあることをもとに確認した。

後日、受注者に提出を求めた共済証紙受払簿に記載された残高により在庫を確認したところ、共済証紙受払簿の残高が当該工事における必要枚数を上回っていることを確認した。

(ウ) 以上のことから、2件の工事について、建退共制度の趣旨をふまえ、本件標準仕様書及び本件処理基準に定めた手続きに従って、必要な確認を行っている。

(2) 監査委員からの質問に対する回答

ア 工事施工高と建退共証紙購入額及び交付額の関係に関する質問に対し、以下の回答があった。

(ア) 建退共証紙購入額や交付額は、建退共対象労働者がどれだけ従事しているかによるもので、工事施工高により算出できるわけではない。

(イ) 別の退職金制度（例：中退共）を利用していれば、建退共証紙の購入及び交付は発生しない。

イ 建退共証紙購入に係る確認、指導に関する質問に対し、以下の回答があった。

(ア) 請負業者は1年に1回、共済証紙受払簿を共済機構（同機構内の建退共支部）に提出し、会社として建退共支部に建退共証紙の残高の申告をしている。共済証紙受払簿には「建退共確認印」欄があり、ここに確認印が押されていれば、決算期での在庫を確認できる。

(イ) 請負業者から建退共証紙の交付は在庫で対応するという話があった場合、最初の段階で全く購入しないで賄えるということは言い切れないので、額は少なくとも、掛金を納めてもらうよう指導している。

ウ 建退共制度の運用の確認、把握の程度に関する質問に対し、以下の回答があった。

本件標準仕様書に規定されているとおり、建退共制度の適用及び運用は受注

者の責任において行うことであり、工事を受注している立場の企業として、労働者に退職金を支払う福利厚生をしっかりと守ることが基本である。都は、発注者として必要な確認を行う立場であり、疑義がある場合には指導を行うことを基本としている。

エ 契約金額に含まれる建退共証紙相当額に係る現場管理費の返金に関する質問に対し、以下の回答があった。

現場管理費は、工事の規模に応じた率によって算出した金額であり、補償費や、労務管理費、退職金相当額などが含まれる。

建退共証紙相当額も率により算出した現場管理費の項目の一つであり、補償費などと同様、現場単位で大きく変動した場合も、都として増減についての精算は行っていない。

(3) 調査における説明

本件西工事及び本件東工事において、建退共加入労働者が従事していないことに関し、以下の説明があった。

1次下請業者及び2次下請業者から元請業者である本件業者に提出された本件証紙配布申請書を徴し、各下請業者が、①中退共に参加、②独自の退職金制度を設置、③建退共加入対象外の業者、のいずれかを理由として、建退共証紙の配布を希望しない旨が記されていることを確認した。

3 関係人調査

財務局、共済機構及び本件業者に対して関係人調査を行い、以下の回答を得るとともに、以下の事実を確認した。

(1) 財務局

ア 建設業退職金共済制度加入届等が提出された場合の調査・確認について

(ア) 受注者提出書類処理基準については、東京都工事施行規程（昭和46年東京都訓令甲第15号。以下「工事施行規程」という。）の第18条「監督員は、受注者から提出される書類を、別に局長が定める受注者提出書類処理基準に基づき処理するものとする。」により、各局が定めている。

(イ) 財務局においては、受注者等提出書類処理基準（昭和47年2月25日付財営技発第2号）第4において、「監督員は、受領した書類の内容を調査の上、

速やかに所要の手続をとるものとする。」と定め、工事主管課において監督員が、次の内容を調査・確認している。

a 「建設業退職金共済制度加入届」

工事件名、発注者名、受注者名、受注者の押印、契約金額等、契約書と同一内容であるか確認している。

b 「掛金収納書 標識（シール）の工事現場における掲示状況写真」

掛金収納書については、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」の計算式により算出した金額と同金額であるか、また、取扱金融機関の押印及び押印日等を原本にて確認している。

標識の工事現場における掲示状況写真については、写真で確認した上で、実際の現場の掲示状況についても確認している。

c 「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」

工事種別、総工事費、契約金額等に基づく共済証紙購入額の算出方法並びに算出した金額について確認している。

(ウ) 以上の書類は、統一書式であるため、都市整備局においても、同じ内容の調査・確認を行っている。

(エ) また、必要に応じて、受注者に関係書類を提出させ、監督員が確認できるようにするために、本件標準仕様書 1. 1. 19 (7) では、「発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿その他関係資料を提出する。」と規定している。

イ 都における建退共制度の運用の確認、把握の程度について

(ア) 「建設業退職金共済制度の普及促進について（通知）」（昭和54年5月1日54財契庶第178号）によると「担当課は、提出された収納書について、工事件名、納入年月日及び払込氏名の確認を行うこと。なお、金額については、工事の実態に応じ、請負者がその責任において決めるものとする。」とされている。

(イ) 都としては、各建設業団体の長宛てに「下請負人等に対する契約の適正化及び支払の迅速化並びに必要な技術者の配置等について」を送付し、受注者として行う下請負人等との契約の適正化に関することなどの周知にあわせて、建退共制度に関する周知徹底を図り、さらに各工事において加入状況を把握

することなどにより、発注者として建退共制度が適用及び運用されていること
の確認に努めている。

- ウ 契約金額に含まれる建退共証紙相当額に係る現場管理費の返金について
建退共制度に基づく建退共証紙購入代金相当額は、現場管理費の法定福利費
として、通常、純工事費の比率により算出している。

現場管理費は、純工事費の増減があった場合に、金額変更となるが、法定福
利費など個々の項目についての精算は行わない。

(2) 共済機構

建退共加入・履行証明書について、以下の回答を得た。

- ア 建退共東京都支部においては、建退共加入・履行証明書の発行時に直前決算
期内の「共済手帳受払簿」及び「共済証紙受払簿」により被共済者数及び共済
証紙の払出し状況を点検することにより、発行条件としての、①被共済者の就
労日数に応じた適正な証紙の購入があること、②下請業者を使用しているとき
は証紙の現物交付が適切に行われていることについて確認している。

- イ 建退共加入・履行証明書の発行に当たっては、事業所における建退共制度の
対象労働者数及びその就労日数に応じて共済証紙の購入、共済手帳の更新が適
正に行われているか、また、下請契約を締結している場合は下請負人への共済
証紙の交付が適正になされているかを確認し発行しているものであり、工事施
工高を基準に発行していない。

本件業者には、直接共済証紙を貼付する対象者はいないものの、下請負人へ
の共済証紙の購入・交付が適正になされており、建退共加入・履行証明書の発
行基準を満たしている。

(3) 本件業者

平成28年12月28日（本件西工事）及び同月21日（本件東工事）に、そ
れぞれの工事現場で、監査事務局職員が以下の事実を確認した。

- ア 施工体系図により現場に入っている下請業者を確認し、下請業者の作業員名
簿、作業員名簿に記された労働者が実際に現場に入る際に、建退共に加入して
いるかどうかについても含めて記入する「新規入場者アンケート」等を照合し
た結果、すべての労働者が建退共に加入していない旨を記載しており、いずれ
の現場にも、建退共加入労働者が従事していないこと。

イ 下請各社から提出された本件証紙配布申請書には、すべての下請業者において、①中退共に参加、②独自の退職金制度を設置、③建退共加入対象外の業者、のいずれかを理由として、建退共証紙の配布を希望しない旨が記されていること。

ウ 共済証紙受払簿により、両工事において、それぞれ建退共証紙の購入（100日分）はあるものの、交付の実績はないこと。

4 判 断

本件請求において請求人は、本件西工事及び本件東工事において、本件業者が建退共掛金を着服していることは違法・不当な契約の履行であるとして、本件業者に着服した金額の返還を請求すること等を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係人調査並びに関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

(1) 都における建退共制度の運用について

都が発注する建築工事における建退共制度の運用について、本件標準仕様書では、「建設業退職金共済制度の適用及び運用は、受注者の負担と責任において行う。

(1. 1. 19 (4))」、「契約金額が2, 000万円以上の工事については、建設業退職金共済組合の掛金収納書を工事着手後1か月以内に発注者に提出する。

(1. 1. 19 (5))」、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識は、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する。(1. 1. 19 (6))」及び「発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿その他関係資料を提出する。(1. 1. 19 (7))」とされている。

また、各局長が定める受注者提出書類処理基準(工事施行規程第18条)では、工事受注者は工事着手時に、統一書式である「建設業退職金共済制度加入届」、「掛金収納書 標識(シール)の工事現場における掲示状況写真」及び「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を提出することとされている。

発注者たる都は、これら提出された書式の内容について確認することとされており、このこと以上に、建退共制度の運用の確認、把握が求められているとまでは認めることができない。

(2) 建退共証紙相当額に係る現場管理費の返金について

現場管理費（建退共証紙購入代金相当額が含まれる。）は、純工事費に対する比率（現場管理費率）により算出されるものであり、個々の項目についての精算は行わないものである。

(3) 本件業者に係る建退共加入・履行証明書について

請求人から事実証明書として提出された建退共加入・履行証明書から、共済機構（建退共東京都支部）は、少なくとも平成24年4月1日から平成28年3月31日まで、本件業者の下請業者への建退共証紙の購入や交付が適正に行われていることを確認し、このことを証明している。

(4) 本件契約における建退共制度履行状況の確認について

都市整備局が、本件標準仕様書及び本件処理基準に従い、以下のとおり、建退共制度の履行状況を確認していることが認められる。

ア 本件西工事について

(ア) 本件業者から提出（平成28年9月20日）された本件加入届、本件掛金収納書・シール掲示状況写真及び本件証紙購入状況報告書により、本件業者の建退共加入状況や共済証紙購入状況等について確認したこと。

(イ) 提出された本件証紙購入状況報告書において、建退共加入労働者の就労予定日数の総和が0人であるとして、建退共証紙購入額は0円と算出されていたが、その裏付けとして、共済機構中退共事業本部が発行する中退共の加入証明書を徴し、1次下請業者が中退共に加入していることを確認したこと。

(ウ) 1次下請業者及び2次下請業者から元請業者である本件業者に提出された本件証紙配布申請書を徴し、各下請業者が中退共に加入しているか、独自の退職金制度を設けていることが記されていることを確認したこと。

イ 本件東工事について

(ア) 本件業者から提出（平成28年9月5日）された本件加入届、掛金収納書及び本件証紙購入状況報告書並びに併せて徴した平成28年7月14日付けの建退共加入・履行証明書により、本件業者の建退共加入状況や共済証紙購入状況等について確認したこと。

標識の工事現場における掲示状況写真については、後日提出され、標識が

現場に掲示されていることを確認したこと。

(イ) 提出された本件証紙購入状況報告書において、建退共加入労働者が分かっていないとして、総工事費等に基づいた建退共証紙購入額は約130万円(4,213日分相当)と算出されていたが、建退共証紙は3万1,000円の購入とされていることについて、不足が生じたら追加購入する旨の本件業者の説明に対して、共済証紙受払簿を徴し、同受払簿には、平成28年9月5日現在、4,466日分の建退共証紙残高が記されていることを確認したこと。

また、本件業者から徴した共済証紙受払簿は、共済機構(建退共東京都支部)から確認を受けた平成27年度末から継続されている共済証紙受払簿であることを確認したこと。

(ウ) 1次下請業者及び2次下請業者から元請業者である本件業者に提出された本件証紙配布申請書を徴し、各下請業者が中退共に加しているか、独自の退職金制度を設けているか、建退共加入対象外の業者であることが記されていることを確認したこと。

(5) 本件西工事及び本件東工事における建退共制度履行状況について

平成28年12月28日(本件西工事)及び同月21日(本件東工事)に、それぞれの工事現場で関係資料を調査したところ、調査時点まで、いずれの現場にも建退共加入労働者は従事していないことが認められた。

これらのことからすると、平成28年12月28日(本件西工事)及び同月21日(本件東工事)の時点まで、いずれの工事現場においても、建退共加入労働者は従事しておらず、建退共加入労働者の就労日数に応じた建退共証紙の受払いが行われていない事実は認めることはできない。

したがって、本件西工事及び本件東工事において、本件業者が建退共掛金を着服していることは違法・不当な契約の履行であるとする請求人の主張には理由がない。

ところで、本件契約は、いずれも契約期間中であるところ、都市整備局にあっては、建設現場で働く労働者のために法律により設けられた退職金制度である建退共制度の趣旨に照らし、今後も建退共制度が確実に運用されるよう、適切に確認を行

われたい。

5 結 論

本件西工事及び本件東工事において、本件業者が建退共掛金を着服していることは違法・不当な契約の履行であるとする請求人の主張には理由がない。

資料（東京都職員措置請求書等）

1. 請求の要旨

都営住宅 26H-104 西（世田谷区粕谷二丁目）木工事

都営住宅 27H-109 東（大田区本羽田二丁目第2）工事

株式会社A（西東京市）は、東京都発注の工事において、長年に渡り建設業退職金共済掛金の着服を重ねています。このことは、都市整備局や財務局に証拠資料と共に申入れをしています。それにも関わらず、東京都はAが共済掛金を着服する会社と知りながら契約をおこないました。そして、案の定、今回も、同じ手口で共済掛金を着服されています。（資料1参照）

東京都の工事は都民の税金で行われており、共済掛金は工事予算額に組み込まれているものです。東京都のチェックが甘い事を理由に、共済掛金を着服することは公金横領罪と詐欺罪に該当します。この結果、建設現場で働く人たちは退職金の積み立てを行うことが出来ません。貴重な退職金の積立金を着服することは、Aの現場で働く人たちの将来の生活苦に直結します。また、東京都も適切な予算執行がなされず、貴重な税金がAの私腹を肥やすために使われてしまっています。

東京都は直ちにAに対して過去着服した金額の返還を求めること。また、建設現場において、共済掛金を着服された被害者の救済をすることを請求します。

（以上、原文のまま掲載。ただし、法人名については非表示とした。）

事実証明書

- （1）都営住宅 26H-104 西（世田谷区粕谷二丁目）木工事及び都営住宅 27H-109 東（大田区本羽田二丁目第2）工事に係る建設業退職金共済制度加入届の写しのほか、建設業退職金共済制度加入届等 30 点の写し
- （2）平成 27 年 10 月 20 日付け「法人文書開示決定通知書」の写し
- （3）平成 28 年 7 月 14 日付けほか 4 点の「建設業退職金共済事業加入・履行証明願」の写し
- （4）「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」の写し
- （5）「地方から考える社会保障」と題する書籍における「建設業退職金共済掛金着服を

ゆるすな！」と題する記事

(6) 平成28年7月8日付け28都市総総第255号、保有個人情報開示決定通知書の写し